入　札　心　得

1　落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

2　入札の方法、入札の無効の要件及びその他入札並びに工事の施工についての必要な事項は、次のとおりとする。

（１）　入札書の宛名は町長宛とし、１件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら提出する。

（２）　入札書の氏名等の記載は、次のとおり取扱うものとする。

ア　入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出は必要としない。

イ　代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書提出前に委任状を提出すること。

なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。

（３）　入札執行回数は、３回を限度とする。

（４）　開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、入札者を立ち会わせて行う。

（５）　価格競争入札において落札者となる額の入札をした者、総合評価方式において評価値が最も高かった者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員に引かせる。

（６）　次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

ア　入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ　入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。

ウ　入札者が他人の入札の代理をしたとき。

エ　入札に際して連合等の不正行為があったとき。

オ　入札保証金の額が玉城町会計規則第１５２条第１項に規定する額に満たないとき。

カ　入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。

キ　金額を訂正した入札をしたとき。

ク　記名、押印を欠く入札をしたとき。

ケ　技術提案書において届け出た配置予定技術者以外の者を入札書提出時に提出する資料において申請したとき。

コ　総合評価方式にかかる評価項目について、提案のない評価項目があるとき。

サ　総合評価方式にかかる評価において参加資格がないことが認められたとき。

シ　入札公告において指定した期限までに技術提案書の提出がないとき。

ス　技術提案書にかかるヒアリングの指定時刻に指定場所に来なかったとき。

セ　総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより

評価を得ようとしたことが認められたとき。

ソ　技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められないとき。

タ　入札書における誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。

チ　その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

（７）　次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

ア　入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。

イ　その他入札の執行を妨げたとき。

（８）　入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（９）　入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとする。

ア　一般競争入札においては、原則として入札参加を辞退できないものとする。ただし、価格競争入札にあっては開札日の前日午後５時まで、総合評価方式にあっては自社のヒアリング終了後又は開札日の前日午後５時までのいずれか早い時点までにやむを得ないと認められる場合においては、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができる。

なお、緊急を要する場合は、電話等により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出しなければならない。

イ　入札に参加した者は、競争参加資格条件を満たさなくなった場合は、速やかに参加資格喪失届を提出しなければならない。

なお、緊急を要する場合は、電話等により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければならない。

(10)　入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ総務防災課への連絡を怠り指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがある。

(11)　落札決定までの期間は、落札候補者に限り配置予定技術者の他工事への配置予定等を制限するものとし、他工事の入札において配置予定技術者として申請している場合は、他工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

また、落札候補者以外の者で、落札決定までの期間に他工事を落札するなどした結果、当該工事の参加資格を喪失した場合は、その者は速やかに当該工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

(12)　入札に際して工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札書については、玉城町会計規則第１６０条により無効とする。工事費内訳書には、数量、単価、金額等を記載しなければならない。

また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする。

ア　工事費内訳書を提出しないもの。

イ　工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの。

ウ　一括値引き、減額の項目が計上されているもの。

※注　端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きと見なす。

エ　記載すべき項目が欠けているもの。

※注　記載すべき事項には、工事名・商号名称・代表者名も含みます。

オ　その他不備があるもの

(13)　建設業者は、その請負った建設工事を施工するときは、建設業法第２６条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。

なお、同条第３項及び同法施行令第２７条に規定する額以上の工事を施工する場合は、専任の技術者を配置しなければならない。

(14)　共同企業体が入札する場合には、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければならない。

なお、共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書提出前に提出しなければならない。

(15)　建設工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者については、次の基準日以前に３ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあるものを配置しなければならない。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合や緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

ア　一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求める場合は、参加申請受付の最終日

イ　一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求めない場合は、契約日

(16)　入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなす。

ア　入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ったとき。

イ　入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術提案書、又は入札意思について相談したことが認められたとき。

ウ　入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術提案書を意図的に開示したことが認められたとき。

エ　予定価格を超えた応札をしたとき。（事前公表の場合）

オ　総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。

カ　技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められないとき。

キ　（９）ア又は（９）イで届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実に反すると認められるとき。

(17)　町議会の議決に付すべき契約において、仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。）が、玉城町から入札参加の資格制限又は資格（指名）停止（以下「資格停止等」という）を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

また、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留し又は仮契約若しくは本契約の締結を保留する。

ア　玉城町建設工事等指名停止措置要領の別表第２－１「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

イ　玉城町建設工事等指名停止措置要領の別表第２－２「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。

ウ　玉城町建設工事等指名停止措置要領の別表第２－３「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

(18)　前項に該当する工事以外の契約において、落札者（共同企業体の場合はその構成員をいう。）が契約を締結するまでに玉城町から資格停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

また、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留し又は契約の締結を保留する。

ア　玉城町建設工事等指名停止措置要領の別表第２－１「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

イ　玉城町建設工事等指名停止措置要領の別表第２－２「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。

ウ　玉城町建設工事等指名停止措置要領の別表第２－３「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

(19)　入札心得に定める規定により、落札決定を保留し又は仮契約若しくは契約を解除又は締結しない場合、町は一切の損害賠償の責を負わない。

(20)　入札に関する質問は、文書でのみ受付け、電話、口頭など個別では受付けない。

(21)　事後審査型一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中にに結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとする。

また、くじ引きについても同様とする。

３　入札をした者は、入札後において、この入札条件及び仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。